

大友周司の弾左衛門襲名とその周辺

市川訓敏

関八州をはじめとする広範な地域の賤民を支配し、独自の法を定め、制裁を科し、年貢を徴収するなど、支配下の賤民に対して絶大な権力をふるった江戸浅草の弾左衛門については、これまで、弾左衛門支配下の賤民組織の実態や、弾左衛門支配の起源、すなわちそもそも弾左衛門が徳川幕府の下で賤民支配の実権を掌握するに至った経緯、さらには幕末の弾左衛門の身分引き上げ運動、維新後の活動などについて研究が進められてきた。⁽¹⁾ また弾左衛門自身の活動や幕府との関係については、近年塚田孝氏が旧幕府引継文書にある「弾左衛門代替」などによって、弾左衛門の相続問題に光をあてられたのをはじめ、池田秀一氏が最後の弾左衛門小太郎を中心に、その代替りをめぐって、その事実経過を詳細に分析され、⁽³⁾ またさらに塩見鮮一郎氏によって、同じく小太郎を中心とした精力的な研究が行われている。⁽⁴⁾ これらの研究によって、弾左衛門の素顔がようやくよく見えてきたと言え、十三代におよぶ弾左衛門そのものの活動についての研究は、今後深めていかなければならない重要なテーマである。

本稿は、小太郎の養父である十二代弾左衛門周司について、文政十二（一八二九）年の弾左衛門襲名前後の問題を検討し、あわせて周司の実家である信州松本の穢多頭大友彦太夫に関しても、従来の研究をふまえ、若干の考察を加えるものである。代々の弾左衛門の襲名については、渡辺実氏によって、その概略が紹介されているので、それをも参照していただきたい。⁽⁵⁾

十二代弾左衛門周司については、天保十一（一八四〇）年八月に小太郎の襲名を取り調べた町奉行所の年番与力佐久間彦太夫・仁杉五郎左衛門の伺書のなかに、「当弾左衛門儀者、信州筑摩郡出川長吏彦太夫弟二而、拾二年以前丑年、

先ン彈左衛門養子ニ相成候者ニ有之、若年ものニ而、取締方も不宜、再度御沙汰有之候もの之儀ニ付⁽⁶⁾、とあるように、その行状が問題視されていた人物であり、塩見氏が明らかにされているように、猿飼頭門太夫が素人の弟子を取⁽⁷⁾ることを願ひ出た際に、親元縁切証文もないままに許可したため、引退後の天保十四（一八四三）年に押込めを命じられ、弘化二（一八四五）年にも武州鼻緒一揆に関連して押込められ、翌年実家のある信州に逼塞させられるなど、幕府の意向に不従順であるとして、しばしば処分を受けていた。

周司の襲名以前、彈左衛門は、寛政五（一七九三）年に跡相続した浅之助が若くして病死したため直系がなく、文化元（一八〇四）年、甥の金太郎を彈左衛門の養子にして第十代の彈左衛門を襲名させたが、金太郎も実子がないまま死亡し、翌年の文政五（一八二二）年に広島の河野団左衛門の忰富三郎を養子に迎えて、跡相続させることになった。しかも、この富三郎にも実子がなく、周司を養子にして襲名させざるを得ないことになったのである。最後の彈左衛門小太郎も周司の養子であり、この時期彈左衛門は、跡相続について危機的な状況に置かれていたと考えることができる。

もっとも、富三郎は、「私養父先彈左衛門ニ而 血脈相切レ申候故、私儀も無縁之ものニ御座候」と述べているように、彈左衛門の血統は金太郎で切れてしまったのであるが、その時幕府が跡相続の問題に重大な関心をもった形跡はない。当時にあつて、血統の断絶は重大問題であつたから、幕府が関心を寄せないということはありえず、与力中島三郎右衛門の中村八郎左衛門・原善左衛門宛書簡にも「八年以前午年正中中、当彈左衛門養子ニ相成候節、其御役所御掛ニ而御調有之候由」、として一件書類にまとめられていたことがわかるが、それでも問題が表面化したような兆候は認められない。

しかし、周司の襲名に関しては、幕府は強い関心をもち、富三郎に対して事情を説明させている。すなわち、

一、弾左衛門血脈之もの有之候哉之旨御尋ニ御座候、

此段、当時弾左衛門血脈之もの者、私合四代以前弾左衛門娘ニ而同居罷在候かう与申もの斗ニ而、私養父先
彈左衛門ニ而血脈相切レ申候故、私儀も無縁之ものニ御座候処、右かう跡ニ而囲内元吉妻ませ方江一旦養子
ニ貫請、彈左衛門養子ニ相成相続仕、ませ儀者忝等無御座、殊ニ同人儀六年已前申年正月十二日病死仕、外ニ
血脈之者無御座故、周司儀茂無縁之ものニ御座候間、右かう方江一旦貫請、私養子ニ仕候儀ニ御座候、
右、就 御尋乍恐以書附奉申上候、以上、

丑十二月朔日

浅草

弾左衛門 印

として、富三郎は、自身の場合がそうであったように、周司も「無縁之もの」であることに違いなく、四代前の弾左衛門要人の娘かうが、唯一弾左衛門の血統を継ぐものであるので、周司を一旦かうの養子にした上で、あらためて弾左衛門の養子に迎えたことを明らかにし、富三郎の先例にならったものであることを強調している。

この書付の示すところによれば、富三郎が養子になった際には、既に養父金太郎は死亡しており、しかも末期養子という形ですら養子を選定することが許されないままに死亡していたことがわかる。それゆえ、弾左衛門の残る親族、すなわち右のかうと、その娘であるませのうち、ませの養子という形で富三郎が弾左衛門を襲名することにさせられたのである。この段階で、弾左衛門は、京都の下村家がそうであったように、家名断絶の危機に直面し、幕府の恩恵にすがらなかつたのである。その点を考えるならば、広島の河野団左衛門の忝の弾左衛門襲名には、弾左衛門側

の意向もあったかもしれないが、なによりも、幕府自身の判断が優先されたことは想像にかたくない。

服藤弘司氏は、「近世武士相統では、筋目の正しい男子存する場合は、幕府・諸藩何れにおいても、ほぼ無条件に封祿の『無相違』相統が認められた。これに対し、養子相統、なかんずく血筋の繋がりが全くない他姓（異姓）養子については、これを認めない藩も決して少なくなく、とくに、養父と養子が全く生活を共にした経験のない末期養子の場合は、たとえこれを認めるにしても、本知全額を『無相違』相統とすることはせず、しばしば減知制を導入した⁽⁹⁾とされている。これは、武士の場合であって、百姓については全く異なっていたことは、同じく服藤氏が、「武士相統では、奉公能力よりは筋目の正統性が優先したが、百姓相統については、徒らに筋目に拘ることは許されず、開作（耕作）能力の有無がより一層重視され、両相統は全く対照的な関係にあった。幕藩領主にとり、百姓の家柄・血筋の正統性などは、何の興味も引くものではなかった。彼らにとり最大の関心事は、担税能力を有した百姓が相続人に選ばれることのみであった。従って、この能力を有しない百姓については、積極的に、『入百姓』による相統が強制された⁽¹⁰⁾と述べられているように、他姓養子は何の問題にもならなかったのである。もちろん、百姓間でも、血筋の繋がりが重視されたことに相違はないが、それ以上に担税能力の有無が幕藩領主の関心事であったということであり、百姓にあっても、その内部で細分化された身分格差が作り出されていたから、たとえ入百姓で全くの他人を養子に迎える場合でも、実際には該当者の範囲は、そうした身分格差に対応するものであったと考えられる。

弾左衛門の場合、幕府が武士相統のように、血筋の正統性を尊重したとは考えにくい。しかし、百姓相統の場合のように、その能力の有無が最優先されたとも言えないことは、弾左衛門の下に統合された賤民組織の支配秩序、とりわけ弾左衛門と在方小頭間の従来よりの関係に変動を来たす可能性が高く、そうしたことを抜きに、簡単には他姓養

子を迎えられない事情があった。弾左衛門の家筋からすれば、全くの「無縁之もの」である富三郎や周司を直接、弾左衛門の養子とすることをせず、弾左衛門の血縁者に一旦養子に迎えた上で、あらためて弾左衛門の養子として、擬制上血統の継承をはかっていることにも、そのことが表われていると言えよう。したがって、弾左衛門の相続問題は、百姓相続とはまた異質な性格をもっていたと考えられるのである。

武士相続については、四代將軍家綱の治世以降、牢人問題などが顕在化してきたことなどを契機にして、養子相続に対して次第に寛大な方針が取られ、家の断絶を回避する傾向が強くなったが、これについて、服藤氏は、「同姓養子については、ほぼ無条件にこれを認めたが、他姓養子については、とくに先祖の勤功、祖父の勲功を考慮し、また養子の家柄・筋目をも勘案し、幕藩領主が特許するという方式で臨み、これを許可する途を閉ざさなかったが、厳しい条件を付した⁽¹¹⁾」とされ、他姓養子は、同姓の親族に該当する者がいない場合の例外的な措置であり、その由緒を正し、筋目違いを極力避ける方針に変わりはなかった。

こうした武士相続と同一であるとはみなしがたいが、広島の河野団左衛門の倅である富三郎が弾左衛門襲名を許された背景には、全くの他人であっても、弾左衛門に比肩しうる由緒の正しさが問題にされたに違いなく、そうした家柄・筋目の者であるからこそ、血脈の切れた弾左衛門を継承させられたと考えうる。もとより弾左衛門支配は、幕府にとって、賤民支配の上からも必要であったし、南北両町奉行所あわせて千人程度の役人で、江戸の四十万人もの人間を統括することは到底不可能で、民政の運営にも弾左衛門は深く関与させられていたから、弾左衛門を断絶させることができなかつたといえよう。

二

周司を養子にした経緯については、富三郎は、次ぎのように町奉行所に申し立てている。すなわち、

一、浅草弾左衛門奉申上候、私儀去子五月中旬頃合候二相中り、打臥罷在候二付、私実父藝州佐伯郡廿日市之内佐方村二罷在候雜式頭河野团左衛門方江 同六月二日書状を以て相知候処、同人代二親類小泉泰次・荒木平兵衛与 申者兩人同八月十四日罷下り候処、私儀追々差重り候様子二付、万一出勤茂難相成候節者、悴並養方統合之内、養子二可仕もの茂無御座候間、相応之もの見立養子二仕、相続可奉願哉之旨泰次・平兵衛江相談仕候処、兩人共存寄無之旨申聞、帰国仕候間、由緒茂有之候二付周司を養子二奉願候儀二有之、右之通御座候間私実方於親類共ニ故障之儀者 曾而無御座候、此段就 御尋乍恐以書附奉申上候以上、

丑十二月二日

浅草

弾左衛門 印

これによれば、富三郎は、実家である河野团左衛門方に相談し、親類小泉泰次・荒木平兵衛が上京して、種々協議した結果、富三郎の退役、養子縁組をおこなうことを決めたが、しかし河野側には適当な人物がなく、やむなく、由緒もあるということ、周司を養子に願ひ出ることにしたのである。

富三郎とすれば、実子がなく、弾左衛門親類筋にも相当する人物がない以上、自身がそうであったように、広島河野家から養子を迎えることが、幕府の意向にもかかない、養子願出が順調に受理されると考えたに違いない。しかし、河野家には適当な候補がなく、やむなく別の所から養子となる人物を物色せざるをえなくなつたのである。

その際、支配下の者から選ぶわけにはいかなかったことは、小太郎に弾左衛門を襲名させることを町奉行所に願ひ出た天保十一年七月五日の弾左衛門書付に、「近国支配下之内ニ者、由緒相応之者茂有之候得共、私養子之儀者、支配下ハ貴請候而者、支配内親類縁者等有之外、私支配之者共氣受も不宜間敷与奉存」、と述べていることから明らかかなように、弾左衛門と在方小頭との従来の関係が、支配下より養子を迎えることで崩れ、動搖を来たし、取締りにも影響が出る恐れがあったのである。

こうして、信州筑摩郡出川の長吏、松本藩の穢多頭である大友彦太夫の弟周司に第十二代の弾左衛門を襲名させること決した。その経緯については分明でないが、既に、文政十二（一八二九）年の六月には、周司は江戸入りし、弾左衛門の屋敷内に居住していたことが、上州小頭の三郎右衛門家の記録に残されていることが、今日明らかにされている。⁽¹²⁾ それによれば、周司の江戸入りは、六月二十九日に江戸の休息所から弾左衛門屋敷まで駕籠に乗り、弾左衛門手代などを従え、ものものしい行列を組んで行われた。また同じく供揃えをして白山宮、亀ヶ岡八幡宮に参詣した後、菩提寺である真宗の本龍寺に向かい、代々の墓を詣でている。この行列は、先払い以下手代や若党で駕籠をかため、挟箱や杵駕籠、挑灯持ちなどを従え総勢三十名ばかりの行列で、大名行列のミニチュア版のような形を整えていた。それは、弾左衛門の格式と権威を誇示するものであり、おそらく上州小頭三郎右衛門のみならず、弾左衛門支配下の在方の穢多小頭に、この時の記録が知らされたと考えられる。

この大名行列を模倣して権威付けをはかるといふことに関連して、興味深いのは、塚田孝氏が明らかにされているように、在方小頭に対する弾左衛門の支配において、弾左衛門が一代に一度地方巡見をおこなない、諸事吟味をおこなう、という方法をとっていること、また弾左衛門代替りの翌年の年始礼において、在方小頭は人別帳や職場日割帳を

持参して弾左衛門の改めを受けなければならなかったこと、さらには、弾左衛門の襲名が両町奉行への御目見によって、はじめて効力をもったのと同様、在方小頭の代替りは、弾左衛門への御目見によって成立した、ということである。⁽¹³⁾ いずれの場合も、幕府の方法をそのまま模倣したものであって、幕府に隷属している弾左衛門が、賤民のなかの幕府として自らを権威付けているのであり、そのことは弾左衛門が、如何に幕藩体制に対して恭順な姿勢をもっていたかということを書き添えるものであり、そこからは幕藩支配に対抗的な思想が生まれるはずもなかったことを示しているのである。

なお、富三郎が周司の弾左衛門襲名を町奉行所に訴えた際の書付には、

一、周司実家之義者 別紙之通由緒も御座候間、無縁之もの二者 御座候得共、私養子ニ貫受候儀ニ御座候、

但、別紙由緒書之義者、先年御領主松平丹波守様江書上候由ニ御座候、右、就 御尋乍恐以書付奉申上候、

以上、

丑十二月朔日

浅草

弾左衛門 印

とあるように、周司の家柄が由緒正しいものであり、また「由緒書」を示すことによって、筋目の確かさを明らかにし、町奉行所の審査にたえる有資格者であることを訴えたのである。そのことは、年番与力中島三郎右衛門、加藤又左衛門の伺書にも、「周司実家之儀者、領主う三拾五石之地を給り、先祖者家柄ニ而家系も正敷、由緒書も領主江差出来り候由ニ而写差出、身分者長吏頭ニ候得とも相応之身元之ものと相聞、左候得者穢多頭ニ相成候而も手下之者共腹ハツマシも可宜候間、願之通跡相統並御目見等被仰付、可然哉ニ奉存候、」とされ、少なくとも由緒正しき者であり、

弾左衛門を襲名させて差支えないものとみなされる根拠となり、かくして文政十二（一八二九）年十二月十八日、町奉行所の月番内寄合に周司は召出され、本人は麻上下着用、手代四人が付添い、両町奉行に御目見することが許されたのである。

しかし、周司の弾左衛門襲名は、たとえ由緒があつたとしても、例外的な、やむをえない措置とみなされていたであろうことは、周司退役後、弾左衛門を襲名した小太郎が、広島の河野団左衛門の遠戚の者で、周司の養父である富三郎とも血の繋がりがあつることが重視され、大友彦太夫の系譜は全く顧みられなかつたことからうかがえる。もとより、それには周司自身の行状が問題にされたということもあろうが、当局者にとつて、河野団左衛門の家筋は、別格のものとなされ、少なくとも弾左衛門と同格にみなされていたからこそ、小太郎の襲名が可能であつたといえよう。

その小太郎についても、池田秀一氏が、天保期の弾左衛門代替りに示した町奉行所の「関心の深さは異状なものであつたように思える」⁽¹⁴⁾とされているように、身元の確かさを注意深く詳細に探索させているのは、当然周司のことが念頭にあつたからであろうし、筋目違いを極力避けようとしたことのあらわれであつたといえる。

もつとも、何故広島の河野団左衛門が、幕府から見て、弾左衛門にとつて代われる家格とみなされていたのか、という点は、今後検討しなければならない問題である。石尾芳久教授が検証されたところによれば、河野団左衛門は、伊予の名族である河野氏と深い接点をもっている可能性がきわめて高いように思われる。⁽¹⁵⁾そのことが河野団左衛門が浅草弾左衛門に匹敵しうる資格になっているのかどうか、今後の課題としたい。

三

以上『穢多頭彈左衛門代替一件』を中心に検討を加えたが、周司の身元を明らかにするため彈左衛門は、信州松本の大友彦太夫から借り受けた、「大友彦太夫由緒書写」を町奉行所に提出しており、それによって、松本領内における彦太夫の身分・格式がある程度判明するので、以下においては、それを中心に検討しておきたい。この「由緒書」は、過去帳という形式を用いて、彦太夫の血脈を明らかにした前半部分と、代々の領主の入部に際して与えられた朱印状などを転写した後半部分からなっている。今日、彦太夫の関係文書は散逸してしまい、その断片が『信濃史料』や『長野県史』などに収録されているにすぎないから、その意味では貴重なものといえる。以下に掲げる。

大友彦太夫由緒書写

一、大友狭手彦、藤原義武之後胤、閑院左大臣冬嗣公長子枇杷中納言長義嫡流大伴刑部少輔義親五代之嫡男、大友山城守義純ヨリ相続而、当時信州筑摩郡出川之里ニ而、地方三拾五石給ル、

本国豊後

一、大友狭手彦、義武之後胤、大伴刑部少輔義親以来、豊後国速見郡杵筑ニ住シ、故有て嘉曆二丁卯年撰州芥川江移り、足利家之小臣与成、足利家御落去之後、永徳三壬戌年濃州安八郡高橋之郷江浪人して郷士与成、氏江家江属シ、後故有て、文安元甲子年、信州筑摩郡林之里江住居シテ、小笠(原)家之臣与成、永銭式拾七貫文給り、永正四丁卯年同郡出川江移り三拾五石之地を給り、住居之处、天正十壬午年六職支配、蒙 主命、

一、大伴刑部少輔義親五代之嫡流、

大友山城守義純

一、豊後国速見郡杵筑二住、正安二庚子年五月八日、八拾八才二而死、

法名陳梁院殿玉翁忠仙大禪定門、杵筑陽徳寺江葬、

妻者肥前

菊地三郎正原娘

一、右同所住し、妻者同国松浦撰津守娘、正和四乙卯年正月廿八日、七拾五才二而死、

法名靈院殿義光正讚大禪定門、右同所二葬ル、

仙太郎義種

一、右同所住し、妻者豊後臼筑五島源五郎吉孝娘、嘉曆二丁卯年三月廿二日、五拾九才二而死、

法名研心院殿春季悟運大禪定門、同所同寺江葬ル、

縫殿之進義応

一、足利家江從イ、撰州芥川江住ス、貞治三甲辰年二月十二日、六拾八才二而死、

大了院殿想洞雄運大禪定門、芥川二而死、

妻者芥川同姓

義定娘

民部之助義兼

一、撰州芥川住し、足利義満公江 従ひ、永徳元辛酉年八月廿日、五拾八才ニ而死、
全中院殿別泉□伝大禪(定門)、

妻者撰州芥川

□九八郎秀勝娘

彦九郎義治

一、濃州安八郡中村ニ住し、属郷士、応永十二乙酉年九月十五日、五拾九才ニ而死、
正教院殿秋道寛雲禪(定門)、

妻者尼崎

戸治大助重昌娘

民部義和

一、氏家江 属シ、応永二十癸巳年三月廿一日、四拾壹才ニ而死、
天周院花山隆英禪(定門)、

妻者濃州関

無藤玄長実正娘

民部弟

民左衛門義清

一、永享三辛亥年五月十五日、五拾八才ニ而死、

高嶺院殿春了唯宥禪定門、

妻者濃州土岐

大脇宗信娘

彦七郎義近

一、小笠原家江 屬し、永錢貳拾七貫文給り、康正元乙亥年正月廿七日、六拾才二而死、

寂正院通雪泰赦禪定門、

妻者濃州土岐

土岐貞繼娘

四郎兵衛義寛

一、文明九丁酉年八月十三日、五拾五才二而死、

涼昌院義寛禪雄禪定門、

妻者伊奈郡

菊地正明娘

民左衛門義雄

一、文明十八丙午年九月七日、六拾九才二而死、

讚光院天岸明雲禪定門、

妻者筑摩郡

大友周司の彈左衛門襲名とその周辺

二五二 (一六八三)

木曾 佐藤吉矩娘

童名彦七郎兵言

民左衛門義教

妻者信州高橋

大友義信娘

一、永正四丁卯年出川ニおいて三拾五石之処被下置、家作迄被成下住居ス、

一、永正七庚午年四月十八日、七拾才ニ而死、

元宝院大翁友広禪定門、

一、永正六年三月犬飼原ニおいて、長吏共大勢相集り、民家江火を掛ケ、ろふぜき有之候ニ付、小笠原様馬廻り役
二木勘十郎殿取しずめ被仰付、出馬有之候処、増々悪口ろふぜき、不得止事、無抛引退き候処、右民左衛門江取
静役被仰付罷出、申なだめ長吏供江為致帰腹、頭分之もの三拾五人畏り、其外之者共迄静候ニ付、罷帰、其趣意
言上仕、長吏共少々宛除地田畑被為下置候様ニ取成候ニ付、難有致帰腹、為右御礼、民左衛門方江三拾五人之も
の共罷出、永々軍用革可致上納由ニ而三拾五枚差出候ニ付、取次差出候ニ付、六職之ものともへ被仰出之趣茂、又、
民左衛門江被仰渡、御取次仕候、革役等支配之根元ニ而御座候、

郡左衛門義邦

右之通、出川住し、妻木曾佐藤友矩娘、

大永三癸未年七月廿三日、五拾四才ニ而死、

純洞院寛寮遠□禪定門、

宦左衛門義房

一、亨祿二巳丑年正月廿三日、三拾五才二而死、

西教院春山道海禪定門、

妻山家之

小沢宗忠娘

実者宦左衛門弟

民左衛門義則

一、天文十二癸卯年十一月十七日、四拾八才二而死、

天光院順孝道忠禪定門、

妻者城州京都四条

戸次三左衛門幸種娘

彦七郎義興

一、天文二十二癸丑年、桔梗ヶ原合戦之節、御出馬之御供二而罷出候処、翌寅年武田信玄公之御印書今に所持仕罷在候、

一、永祿十一戌年九月廿六日、六拾三才二而死、

秋学院恵性集道禪定門、

大友周司の彈左衛門襲名とその周辺、

一、慶長九甲辰年五月廿七日、七拾七才二而死、

松中院充西道満居士、

妻者伊奈郡飯田

片桐宗十郎吉実娘

又左衛門重蔵

一、慶長十四巳酉年五月十二日、七拾四才二而死、

夏芳道香居士、

妻者山家之

小沢勘三郎忠友娘

民左衛門恒蔵

一、慶長十九甲寅年六月廿七日、五拾貳才二而死、

悟雲道正居士、

妻者佐久郡小諸

加藤仙次郎娘

彦七郎義胤

一、寛永廿一甲申年三月九日、五拾八才二而死、
遍春道照居士、

妻者濃州高橋

松浦勘藏娘

民左衛門義郷

一、正保四丁亥年七月六日、五拾九才二而死、
遺純道経居士、

妻者信州松城

須田又兵衛娘

彦七郎義政

一、寛文八丙午年九月廿七日、
超誉館寮旧念居士、

彦七郎信義

一、元禄七甲戌年五月十七日、六拾七才二而死、
得誉光安順現居士、

源七郎義利

大友周司の弾左衛門襲名とその周辺

一、宝永二乙酉年二月廿六日、四拾二才二而死、
光誉梅英鏡雄居士、

弥次兵衛義行

一、宝曆十三癸未年十二月十日、七拾一才二而死、
誓誉願入本随居士、

彦太夫義勝

一、天明五乙巳年四月十八日、六拾七才二而死、
覚誉成正円了居士、

彦太夫喜藏

一、文化三丙寅年八月廿五日、六拾五才二而死、
明誉檀梁聰居士、

以上、この「由緒書」に従えば、大友彦太夫家は、本国豊後、大友金村の子狭手彦からの系譜であつて、豊後国速見郡杵筑に住居し、その後嘉曆二(一三二七)年に摂州芥川へ移り、足利家に従つたが、足利家の衰退後、浪人して濃州安八郡高橋郷中村に移り、さらには信州筑摩郡林に住居して、その地の領主小笠原氏の臣となり、永銭二十七貫文を宛行われ、永正四(一五〇七)年に同郡出川へ移り、三十五石を賜わつた、とされている。

將軍大伴狭手彦は、松浦佐用姫との伝承から九州と関係が深いが、六世紀中葉の狭手彦にまで系譜を溯りうるというのは、もとより信が置けない。他所から流浪して現在の地に移つたとする説は、代々穢多頭を勤めた家や穢寺に多

く伝えられ、そのこと自体検討に値するものではあるが、彦太夫の場合、元来武人の系譜であることを強調することによって、その格式の権威づけに用いていたと考えられる。しかし、豊後の杵筑陽徳寺に埋葬した、といった具体的な記述がおこなわれていることは、彦太夫がそうした地域と何らかの関係をもっていたとも思われ、なお追跡すべき点である。

過去帳という形式を用いているという点も、あまり例を見ないが、万羽正朋氏が、大友理三郎氏の談として記されているところによれば、現在松本市南新町の大友家の屋敷跡とされる地に歴代の墓地があり、建立された五輪塔の碑文に「大友民左衛門義教 永正七年出川里ニ卒ス」と読み取れ、以下四人の当主夫妻の戒名が、判読しがたいが、それぞれ元宝院大翁友広禪定門・錦樹院秋元知円禪定尼、純樹院□寮遣□禪定門・安樹院空寮□禪定尼、西教院春山道海禪定門・仁窓院覚王智光禪定尼、天元院順孝道志禪定門・天月院方陽正□禪定尼と刻まれている、という。⁽¹⁶⁾ すなわち「由緒書」にある大友民左衛門義教以下、郡左衛門義邦、官左衛門義房、民左衛門義則という人物が、五輪塔に刻まれているということは、これらの人物が大友彦太夫の直接の祖先として意識されていたことを示しており、文政六（一八二三）年に藩に差し出した書付にも「私先祖民左衛門」として、永正六（一五〇九）年の犬飼原における事件を、長吏支配の根元と主張している。⁽¹⁷⁾

また、この「由緒書」には、「天文二十二癸丑年桔梗ヶ原合戦之節、御出馬之御供ニ而罷出候処、翌寅年武田信玄公之御印書、今に所持仕罷在候」と記しているが、それは、天文二十三（一五五四）年正月十三日に、大友民部宛に工藤源左衛門尉の名で「当国於出川郷、永武拾七貫文之所、可宛行之旨、不可有相違候、仍而執達如件」という朱印状であり、上杉景勝によって、天正十三（一五八五）年にその抱え地を安堵されたかわや孫六などと同様、この時

期、すでに有力なかわやであったと考えられ、天正十(一五八二)年に、六職支配を命じられたと「由緒書」にある点は、武田氏によって一旦この地を追われた小笠原氏が、この年、徳川家康に迎えられた小笠原貞慶の手で、父祖の地を回復し松本城下の建設に着手していることからみて、小笠原氏との関係があったと思われる。彦太夫が文政六年に差し出した書付には、天正十六(一五八八)年の四月と八月に、小笠原貞慶が、筑摩・安曇両郡かわたに命じて、松本かわた町へ引越し、一所相応の奉公をせよ、としていることから、彦太夫が「かわた棟梁」と認められていたことを示し、松本城南出入口にあたる出川の地に、かわたの移住が強制されたのである。⁽¹⁸⁾天正十八(一五九〇)年に入封した石川数正が、十一月十五日、「かわた支配彦七郎」に宛てて、「従前代、かわた棟梁之由、今度当郡入部刻合用所事申付候、無油断人情、益弥以両郡かわた支配申付候、依之自前邪儀かわた共於申懸者急度可加成敗也」という朱印状を発行していることから、彦太夫の「かわた棟梁」たる地位を明らかにしていると言えよう。この他、「大友彦太夫由緒書」には、寛永四(一六二七)年三月の戸田康長よりの連署状⁽¹⁹⁾をはじめ、寛永十九(一六四二)年に入封した水野忠清よりの、同年十一月の連署状、さらには享保十(一七二五)年に入封した戸田光慈よりの、翌年五月の連署状等が記載されており、代々の領主の入封に際して、かわた頭たることを確認されているのである。松本藩における大友彦太夫の役負担については、戸田光慈の連署状にも、「御領分かわた役、其外御用之儀、無油断可申付、諸事如先規、掃除場等之義、無懈怠可申付者也」とあり、その際九反六畝十八歩の田地と二反七畝三步の畑地を従来通り確認されているが、同時に口上にて、掃除役、革役、仕置役、火消し役、町方・在方における不審者探索を申し渡されており、行刑役を中心とした「かわた役」であったことがわかる。また、文政年間並びに天保年間の在方村々との出入⁽²⁰⁾に見えるように、彦太夫は、藩から命じられた「かわた役」を通じて、在方村々を支配し、皮革加

工・皮革販売の独占、行刑役（太刀取人）の在方への転嫁など、強大な権力をふるったのである。そうした点では、信州における、松代藩の孫六や、上田藩の小十郎、小諸藩の弥右衛門などと同様、大友彦太夫も、近世を通じて勢力をもった頭筋のひとつであった。

- (1) 文献の詳細については、京都部落史研究所編『部落史研究文献目録』等を参照されたい。なお、身分引き上げ運動、維新後の活動などについては、高橋梵仙「部落解放と弾直樹の功業」(社会事業研究所報告第一輯)が詳しい。
- (2) 塚田 孝「近世における身分・支配・賤民組織」(『近世日本身分制の研究』所収)
- (3) 池田秀一「天保年間の弾左衛門代替りについて」(『歴史評論』四六四号)。
- (4) 塩見鮮一郎「浅草弾左衛門」、『資料浅草弾左衛門』、『弾左衛門とその時代』。
- (5) 渡辺 実「穢多頭弾左衛門の承譜と相続問題」(高柳光壽博士頌寿記念会編『戦乱と人物』)所収。
- (6) 旧幕府引継文書「弾左衛門代替一件」、以下とくにごとわらない場合は、この「代替一件」からの引用である。
- (7) 塩見氏前掲書『資料浅草弾左衛門』一五六頁。
- (8) 同前二四八頁以下。
- (9) 服藤弘司「相続法の特質」四三頁。
- (10) 同前、八二二頁以下。
- (11) 同前、三二八頁。
- (12) 『東京部落解放研究』六三号、八三頁以下。
- (13) 塚田氏前掲書、八六頁。
- (14) 池田氏前掲論文、一三二頁。
- (15) 石尾芳久「安芸における一向一揆と部落」(『続・一向一揆と部落』所収)。
- (16) 万羽正朋「部落」の形成に関する考察(『信濃』十二の五所収)。なお、万羽氏は、長野県各地に残されている大友彦太夫関係文書を精力的に収集され、『部落』の成立について(『信濃』十二の七所収)、「松本藩『えた』関係史料について」(『信濃』十九の二所収)などで、紹介・分析を加えられているので参照されたい。

- (17) 『長野県史』近世史料編第五卷(二)、五八一号。
- (18) 万羽氏前掲論文、塚田(万羽)正朋・青木孝寿「長野」(部落問題研究所編『部落の歴史』東日本篇所収)、『長野県史』通史編、第四巻近世(二)、四九八頁以下等、参照。なお、死罪以上の刑場は、水野藩時代(寛永十九年〜享保十年)には、出川と宮淵に、戸田藩時代(享保十年〜明治四年)には出川のみであったことが、『松本市史』上巻、六三六頁以下に見えている。
- (19) 『信濃史料』補遺下、四四一頁に掲載されている。
- (20) いずれも、『長野県史』近世史料編第五卷(二)に採録されている。